

委第 3 号議案

つくば市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 25 日

提出者 議会運営委員長 塩田 尚

つくば市議会委員会条例の一部を改正する条例

つくば市議会委員会条例（昭和 62 年つくば市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「、保健部及びこども部」を「及びこども・保健部」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

「こども部」と「保健部」が統合され、「こども・保健部」が新設されることから、福祉保健委員会の所管の部署名を変更するため、条例の改正を行うものである。

つくば市議会委員会条例（昭和62年つくば市条例第58号）新旧対照表

改正後	改正前
第1条 （略） （常任委員会の名称、委員の定数、所管及び委員の所属並びに議会運営委員会の委員の定数） 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 （1）（略） （2）福祉保健委員会 7人 福祉部及び<u>子ども・保健部</u>の所管に属する事項 （3）—（5）（略） 2・3 （略） 第3条 （以下略）	第1条 （略） （常任委員会の名称、委員の定数、所管及び委員の所属並びに議会運営委員会の委員の定数） 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 （1）（略） （2）福祉保健委員会 7人 福祉部、<u>保健部及び子ども部</u>の所管に属する事項 （3）—（5）（略） 2・3 （略） 第3条 （以下略）